

令和8年度地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査

公募説明会 質疑応答内容

2025年5月12日(火) 11:00~12:00 実施

公募説明会における質疑応答の内容は下図表の通り。

図表 公募説明会における質疑応答

| No. | 質問内容 | 回答内容 |
|-----------------|---|--|
| 事業に関する質問 | | |
| 1 | 過去に2回以上採択されている団体で、取組を「発展、拡充」されている団体の特徴や例を知りたい。連携団体数が増える、参加者がサポーターになるなども該当するか。 | ご指摘の内容についても取組の「発展、拡充」に該当するものとする。いずれにしても、ご応募いただいた内容については、公募要領に記載されている「審査のポイント」等も踏まえ、審査される予定である。 |
| 2 | 事業の実施期間を確認したい。契約締結がおおよそ7月、成果報告書の提出期限が1月末とのことであるが、事業実施は1月上旬までか。 | 令和9年2月10日を事業終了日としている。 |
| 3 | 応募条件について、活動実績年数の最低期間はあるか。 | 公募要領に記載している条件を満たしていれば、実績年数は問わない。 |
| 4 | 過去採択事例についてweb上で閲覧できる場所はあるか。 | 内閣府ホームページ (https://www.cao.go.jp/kodoku_koritsu/torikumi/modelchousa.html) をご参照いただきたい。 |
| 5 | 昨年の採択率を知りたい。 | 採択率を算出し公表していないが、内閣府ホームページ (https://www.cao.go.jp/kodoku_koritsu/torikumi/pdf/250729_npo.pdf) にて、昨年度の応募事業者数及び採択事業者数を公表しているので、ご参照いただきたい。 |
| 会計に関する質問 | | |
| 6 | 謝金に対する源泉徴収税は経費に該当するか。 | 経費として計上は可能であるが、納税していることが分かる証憑を整えていただく必要があることにご留意いただきたい。 |
| 7 | 事業に関連する委託費も計上可能か。 | 提案団体が直接実施することができないもの、または実施することが適当でないもので提案事業内容に沿ったものであれば経費として計上することは可能である。公募要領に記載している外注費の主な内容を確認いただきたい。 |
| 8 | 人件費や家賃を計上する際は、法人内の他事業と明確に按分すれば問題ないか。 | 人件費は他事業と明確に分けることで計上可能である。家賃については提案団体が通常の業務で使用している建物の賃貸契約と異なっており、提案事業でしか利用しないことがわかる場合は計上可能だが、同じ契約で混合使用する場合は対象外と考えていただきたい。 |
| 9 | 業務委託契約しているスタッフの人件費は、人件費または外注費のいずれに計上すべきか。 | 雇用契約を締結しているスタッフにかかる人件費は「人件費」、業務委託契約を締結しているスタッフの人件費は「外注費」として計上いただくことを想定している。 |
| 10 | 事業実施にあたり、移動手段として自家用車や公共交通 | 公共交通機関は領収書を取得いただきたい。近距離交通費等 |

| No. | 質問内容 | 回答内容 |
|-----|-----------------------------------|--|
| | 通機関を利用する場合、どのような証憑が必要か。 | で領収書の取得が難しい場合は IC カード利用明細、経路検索等利用が確認できるものを提出いただきたい。なお、片道千円未満の交通費は対象外であることに留意が必要である。 自家用車は対象事業のみで使用していることが確認できないため、基本的には対象外となることを考えいただきたい。 |
| 11 | 人件費と事業費の割合に規定はあるか。 | 特段規定はない。 |
| 12 | 専門家（大学教授等）と連携する際のアドバイザー費用を計上できるか。 | 事業実施において必要である場合は計上可能である。 支払については謝金または外注費になると思われるが、依頼内容及び依頼先との調整において内容にあった科目で支出いただきたい。謝金とする場合は、謝金規定等に準じて算出いただくことにご留意いただきたい。 |
| 13 | 人件費と事業費の流用額に上限はあるか。 | 経費の流用は 20%以内とする。 |

以上